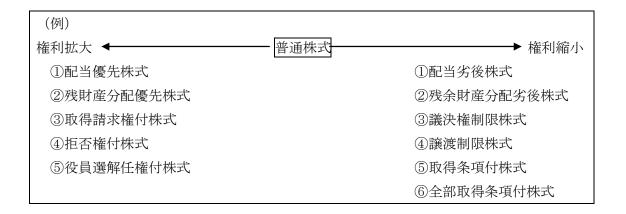
### 「初めての種類株式の話」

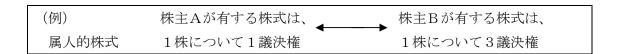
# 第1回 会社法と種類株式

## ◆「種類株式」と「属人的株式」

会社法が施行されたことに伴い、「種類株式」という株式が登場したことは、既にご存知だと思います。この「種類株式」とは、「普通株式」に対比して、株式の内容について定款で特別の条件をつけた株式のことを指します。



また「種類株式」ではありませんが、「属人的株式」という株式も会社法では登場しました。これは、剰余金の配当・残余財産の分配・議決権について、「株主ごと」に異なる取扱いがなされる株式のことです。



この「属人的株式」は、中小企業の多くである「株式非公開会社」に限り定めることができます。これは「株式非公開会社」に限り、「株主平等の原則の例外」を会社法が認めたものです。

#### ◆中小企業にとっての「種類株式」

もっとも旧商法時代から部分的に「種類株式」のような株式は存在していました。ただし、大企業が特定の目的(資金調達等)に用いる位で活用法はほぼ決まっており、中小企業にとってはあまり馴染みのないものでした。

しかし、会社法により「種類株式」「属人的株式」の制度が整理され、中小企業にとって も活用次第では、大きな可能性を秘めた株式制度が出現したことになったのです。

### ◆ 「種類株式」の生まれた背景

会社法は、「定款自治」を大きな柱とし、旧商法のように「会社」を画一的な法律で「規制」するのではなく、多くの部分を各会社の自主性、すなわち「自治」に任せようとする考え方を採りました。これを「定款自治」といいます。

この「定款自治」を推し進める代表的なツールとして、この「種類株式」が拡充される ことになりました。これは資本主義の原則だけで押し通すのではなく、会社ごとに実情に 合致した、つまり身の丈の合った株式制度を自ら構築できるようになったことを示してい ます。

#### ◆「種類株式」を活用する上で必要なこと

「種類株式」を新たに設計し発行する場合も、既存の株式を種類株式に変更する場合も、 その内容を定款で定める必要があります。その上でその内容を登記事項証明書(=登記簿) に記載して対外的に公示しなければなりません。

#### ◆ 中小企業こそ「種類株式」

現状では、この「種類株式」は残念ながら中小企業において、ほとんど活用されていません。理由としては大企業の敵対的M&Aに対する防衛措置等、株主が大勢いる企業が使う制度であると思われていることが一因です。

しかし、中小企業は大企業と違って株主も取引先も少数ですが、逆に人間関係が密であるがゆえに陥りやすいリスクもあります。こと人間関係の対立構造が会社経営に与える影響は非常に大きいものがあります。

実は、この中小企業の対立構造を調和する体制を整備する手段として、「種類株式」はとても有効に活用することができるのです。また株主が少数であるがゆえに、大企業と異なり斬新な「種類株式」の設計も可能です。

したがって「種類株式」は、中小企業こそが経営戦略として、また真の「定款自治」実現のため積極的に活用することができると考えられます。

もちろん、この新株式制度を使うか使わないかも含めて自治に任されているので、最終 的に必要なのはアイデアであるといえます。

(司法・司法書士制度等研究対策委員会 企業支援部会 中村 勧)